

平成26年度関東女子倶楽部対抗神奈川会場予選競技 組合わせ及びスタート時間表

(参加者 20倶楽部・100名)

期日：6月3日(火)

場所：大秦野カントリークラブ

(18ホール・ストロークプレー)

関東ゴルフ連盟

1番よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
1	8:00	榊原 まり子	清川	吉川 清子	秦野	栗原 美佐枝	小田原・松田	南雲 真理	箱根
2	8:09	小路 知加子	大秦野	齋藤 孝子	東名厚木	窪田 和子	中津川	渡辺 良子	相模
3	8:18	加藤 理刈	平塚富士見	原木 一二三	大厚木	堀川 裕子	鎌倉	池田 久美子	湘南シーサイド
4	8:27	大島 恵子	中津川	岸 優子	大秦野	増井 裕子	相模野	梨本 れいこ	大相模
5	8:36	倉田 夕子	東京カントリー	勝又 紀子	横浜	麻生 代志江	伊勢原	黒田 敏子	相模
6	8:45	中原 頼子	箱根	飛鳥井 友理子	清川	清水 美奈子	津久井湖	那須 由美子	東名厚木
7	8:54	谷 早苗	葉山国際	岩田 淳子	横浜	田口 貴美子	相模原	巡 和子	伊勢原
8	9:03	葉山 容子	大秦野	岡橋 早里	相模	谷口 千栄子	大相模	加藤 いく子	大厚木
9	9:12	佐久間 みち	秦野	松川 和世	平塚富士見	関根 亜希子	東京カントリー	篠原 貞子	東名厚木
10	9:21	広沢 貞子	鎌倉	瀬戸 恵子	大相模	青田 妙子	相模野	稲葉 美年子	箱根
11	9:30	山元 紀子	東京カントリー	梅原 三つる	清川	義澤 久子	中津川	日柄 祐恵	相模原
12	9:39	山本 慈子	小田原・松田	笹貫 白根	横浜	小林 好子	相模野	城田 恵津子	大厚木
13	9:48	小川 禮子	伊勢原	佐々木 末子	葉山国際	江成 友子	津久井湖	永野 ツタエ	湘南シーサイド

10番よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
14	8:00	今村 房子	葉山国際	杉本 千恵子	東京カントリー	平本 薫	津久井湖	入江 佳子	横浜
15	8:09	藤田 陽子	相模野	丸山 善子	伊勢原	大澤 喜代江	大相模	岡部 華奈子	相模原
16	8:18	宮崎 優子	小田原・松田	七海 麻紀	清川	四竈 恵美子	葉山国際	古川 真美	津久井湖
17	8:27	後藤 文江	鎌倉	田谷 千秋	平塚富士見	佐久間 祐子	秦野	今井 信子	箱根
18	8:36	露木 直子	東名厚木	伝 邦子	相模原	宮下 ひとみ	大厚木	田中 慈子	湘南シーサイド
19	8:45	平川 春美	相模野	大津 律子	中津川	陽木 玲子	鎌倉	海老原 文郁恵	秦野
20	8:54	豊田 章子	平塚富士見	大崎 久美子	湘南シーサイド	山崎 千鶴子	小田原・松田	鈴木 瑞枝	東京カントリー
21	9:03	黒澤 街子	清川	島崎 吉枝	葉山国際	清水 朝子	大秦野	為近 有為子	中津川
22	9:12	高橋 恵美子	伊勢原	東 真美	大厚木	佐藤 彩香	小田原・松田	横山 恵子	津久井湖
23	9:21	島路 五百子	横浜	亀谷 晶子	相模	武藤 京子	相模原	梶本 美津子	湘南シーサイド
24	9:30	武井 優子	秦野	山口 晴美	大相模	小林 みさ子	相模	川島 みゑ子	平塚富士見
25	9:39	熊澤 勢以子	箱根	櫻井 昌子	大秦野	楠美 さおり	東名厚木	本田 英佐子	鎌倉

競技委員長 柴田 章江

平成 26 年度 関東女子倶楽部対抗神奈川会場予選競技

開催日 : 6月3日(火)

開催コース : 大秦野カントリークラブ

本競技においては日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこの競技の条件・ローカルルールを適用する。
本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。
ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、本競技の条件とローカルルールの違反の罰は、2 打とする。

競技の条件

1. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

2. 使用球の規格(ゴルフ規則 175 ページ参照)

『公認球リストの条件・規則付 I(c)1b』

3. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・規則付 I(c)1a』(ゴルフ規則 174 ページ参照)

4. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

5. ホールとホールの間での練習禁止(規則 7-2 注 2)

『規則付 I(c)5b』(ゴルフ規則 179 ページ参照)

6. プレーの中断と再開

- (1) 通常のプレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、規則 6-8b,c,d に従って処置すること。
- (2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間をいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは競技失格とする。この条件の違反の罰は競技失格(規則 6-8b 注)
- (3) プレーの中断と再開の合図について

通常のプレー中断	:	} 本部よりキャディーの無線または競技委員を通じてプレーヤーに連絡する。
険悪な気象状況による即時中断	:	
プレーの再開	:	

7. キャディー(規則 6-4 注)

正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。
この条件の違反の罰は『規則付 I(c)2』を適用する(ゴルフ規則 177 ページ参照)。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則 27-1)
アウトオブバウンズの境界は白杭および黄黒の縞杭をもって標示する。
2. 修理地(規則 25-1)
修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。ただし、次のものを含むスルーザグリーン芝草を短く刈ってある区域(規則 25-2 参照)にある距離計測のための黄色いペイント。ただし、そのペイントがプレーヤーのスタンスの障害となっても、それ自体は規則 25-1 に基づく障害とはみなされない。球がそのペイントの上にあるか、触れている場合、またはそのペイントが意図するスイング区域の障害となる場合のみ、規則 25-1 に基づいて救済を受けることができる。
3. ラテラル・ウォーターハザード(規則 26-1)
ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
4. 動かさない障害物(規則 24-2)
 - a. 排水溝
 - b. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)
 - c. 動かさない障害物と白線でつながれている区域(その動かさない障害物の一部とみなす)
5. 電磁誘導カート用の 2 本のレール
2 本のレールの全幅をもってカート道路とみなす。球(またはスタンス)がこのカート道路の上にある場合、プレーヤーは規則 24-2b(i)の救済を受けなければならない。
6. コースと不可分の部分
ハザード内にある人工の壁、パイリング(杭)
7. ホールとホール間の白杭および黄黒の縞杭
10 番と 16 番ホールおよび 17 番と 18 番ホール間の白杭または黄黒の縞杭を結ぶ線を越えて、現にプレーしているホール以外のコース上に止まった球は、アウトオブバウンズの球とする。
8. 防球ネット
コース内の防球ネットに球が近接しているためにスタンスや、意図するスイング区域の妨げになる場合、規則 24-2b(i)により処置するときは、その障害物の中や下を通さずに救済のニヤレストポイントを決めなければならない。

注意事項

1. パッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
2. 予備グリーンは定義上「目的外のパッティンググリーン」であり、球が目的外のパッティンググリーン上にある場合、プレーヤーは規則 25-3 に基づいて救済を受けなければならない。
3. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。

競技委員長 柴田 章江

距離表

Hole No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	OUT
Yards	302	410	118	472	332	140	340	466	370	2950
Par	4	4	3	5	4	3	4	5	4	36

10	11	12	13	14	15	16	17	18	IN	TOTAL
298	374	179	240	114	328	328	320	476	2657	5607
4	4	3	4	3	4	4	4	5	35	71